

(新旧対照表)

| 変更前 | 変更後 |
|---|--|
| <p>2 資格要件 次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。</p> <p>(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。</p> <p>(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。</p> <p>(4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。</p> <p>(5) 暴力団関係事業者等でないこと。</p> <p>(6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。 ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。） イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。） ウ 消費税及び地方消費税</p> <p>(7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。 ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出 イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出 ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出</p> <p>(8) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項に規定する建築士事務所の登録を行っていること。</p> <p>(9) 過去15年以内に、鉄骨造又は鉄筋コンクリート造で、床面積200㎡以上の公共工事の建築又は電気工事に係る設計業務の委託契約を受注したことがあること。</p> <p>(10) 北海道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を有するものであること。</p> | <p>2 資格要件 次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。</p> <p>(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。</p> <p>(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。</p> <p>(4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。</p> <p>(5) 暴力団関係事業者等でないこと。</p> <p>(6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。 ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。） イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。） ウ 消費税及び地方消費税</p> <p>(7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。 ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出 イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出 ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出</p> <p><u>(8) 令和6年度に有効な道の競争入札参加資格のうち、「建築設計」の資格を有すること。</u></p> <p><u>(9) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項に規定する建築士事務所の登録を行っていること。</u></p> <p><u>(10) 過去15年以内に、鉄骨造又は鉄筋コンクリート造で、床面積200㎡以上の公共工事の建築又は電気工事に係る設計業務の委託契約を受注したことがあること。</u></p> <p><u>(11) 北海道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を有するものであること。</u></p> <p>(※以上、(8)の追加及び項番号の繰り下げ。)</p> |

| 変更前 | 変更後 |
|---|--|
| <p>3 資格要件の特例</p> <p>中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）が経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の（9）に掲げる契約の履行経験等の資格要件にあっては、当該組合の組合員（組合が指定する組合員）が契約を締結し履行した経験等を含めることができる。</p> | <p>3 資格要件の特例</p> <p>中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）が経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の（10）に掲げる契約の履行経験等の資格要件にあっては、当該組合の組合員（組合が指定する組合員）が契約を締結し履行した経験等を含めることができる。</p> <p>（※項番号の繰り下げ。）</p> |